



山梨県南アルプス市

文化財年報

— 平成19年度 —

2008. 3

南アルプス市教育委員会 文化財課



はじめに

平成 15 年 4 月 1 日に市町村合併により新たにスタートした南アルプス市の文化財行政も平成 20 年 3 月末をもって丸 5 年を経たこととなります。この間、文化財課として生涯学習課からの分離独立、人員の増員、教育普及事業の拡大、文化財調査事務所の機能強化（収蔵庫・展示施設等の整備）などが図られ、拡大、浸透を図るべく努力して参りました。

従来から力を置いてきた教育普及事業ではさらなる充実に努め、今年度私どもが企画・参画した事業は 118 事業（昨年比 18% 増）、のべ参加人数は 5775 人を数えました。また、我々の調査の成果を市民の皆様に還元するために実施している、メールマガジンの執筆（隔週）、市内 CATV での番組作成（隔月）、市広報誌での連載（毎月）なども継続しています。

また、継続的に実施している遺跡説明版の設置については、中部横断道の南アルプス I C 周辺の遺跡を紹介したほか、今年度は櫛形西小学校の児童と協働で物見塚古墳、六科丘古墳の説明版を作成いたしました。また、テーマ別文化財めぐりマップについては、vol. 1～3 の内容を改訂したほか、新たに「遺跡で散歩 vol. 5 戦争遺跡口タコを歩く」を刊行いたしました。

この中で、学校教育の現場に活かして頂きたいと始めた出前授業については、平成 19 年度には 80 近い授業数になりました。学校現場におけるその認知度、ニーズの高まりを実感する一方、市内 22 校の小中学校を相手に、現在の文化財課の体制では、「小学校区」単位に特化したきめ細かい授業内容を継続しつつ、いかに効果的に授業をこなすか、新たな発想が必要な時期に来ているともいえます。

埋蔵文化財については、平成 19 年度山梨県では、改正建築基準法施行などの影響で、新設住宅着工件数が、昨年比 14.8% の減となり、5655 戸と実に 36 年ぶりに 5000 戸台に落ち込む中、本市における文化財保護法 93 条に基づく届出は、121 件と昨年比約

17% 増、これに伴い実施した試掘調査、工事立会いの合計数も約 12% 増となっており、市内への開発行為、住宅建築事業の旺盛なニーズは留まりません。

公共事業については、近年、自治体の重要施策として短期的に事業を完遂すべく使命を背負う事業（企業誘致や観光客誘致また農業振興策など）が増えており、これに伴う埋蔵文化財の取り扱いについても従来より迅速な対応が迫られるようになりました。

事業施工の前提として、埋蔵文化財の保護がある以上、最低限度これを疎かにすることはできませんが、さまざまな問題を抱えるなか、これら事業計画と調和し、スムーズな対応を行なうためには、非常な工夫が必要となっており、調査体制など、さまざまな可能性について、真剣に検討する時期にきているのかもしれない。

また、合併後 5 年を経て、市建設部局でも多くの人事異動を経る中で、埋蔵文化財との調整経験について、そのノウハウの引継ぎが的確に行われるよう注視する必要があります。事業計画に対し事前調整の期を逸して、対応が後手にまわることがないように留意したいと思います。

一般文化財の保護については、今年度「芦澤家住宅」が国の登録有形文化財となりました。また、重要文化財安藤家住宅については、本年度保存修復事業が完了し、平成 20 年 4 月、山梨県から南アルプスにその所有が移管されることになっています。新たにこれら資産を市としてどう活かしていくかが問われるところです。

現在直面する文化財の保護と将来への種まきとしての教育普及事業、それはいわばニワトリとタマゴの関係にあって、どちらも疎かにすることはできません。限られた人的資源のなかでどう対応すべきか、合併後 5 年、曲がり角をむかえ、見えてきたさまざまな問題点を見つめつつ、暗中模索しつつ、それでも前向きに、来たるべき平成 20 年度に船出したいと思います。

目次

第 1 章 文化財関係分掌組織概要	1
第 2 章 教育普及事業	2
第 1 節 講座等	2
第 2 節 新聞報道	7
第 3 節 展示・放送番組作成	8
第 3 章 一般文化財	10
第 1 節 指定登録文化財一覧	10
第 2 節 平成 18 年度中の異動（指定区分の変更等）	13
第 3 節 一般文化財保護事業	14
第 4 章 埋蔵文化財	15
第 1 節 埋蔵文化財統計	15
第 2 節 埋蔵文化財保存活用整備事業	17
第 3 節 学術調査	18
第 4 節 その他事業	19
第 5 章 山梨県立保存民家安藤家住宅の管理運営	20
第 1 節 施設の概要	20
第 2 節 管理運営活用事業	20
第 3 節 保存修理事業の概要	21
第 4 節 入館者数の推移	22
付編 市文化財関係例規	23

第1章 文化財関係分掌組織概要

平成19年度



文化財課 文化財担当

文化財課長 塩田保朗

文化財担当リーダー 横内広記

文化財担当 田中大輔 斎藤秀樹 保阪太一 深沢剣一

(組織沿革)

平成15年4月1日 教育委員会生涯学習課文化財担当が市町村合併により発足

平成17年4月1日 機構改革により生涯学習課から分離し文化財課となる

平成18年4月1日 人事異動により担当者1名増員

○南アルプス市教育委員会事務局組織規則（文化財課 文化財担当）

平成17年2月24日 教育委員会規則第4号

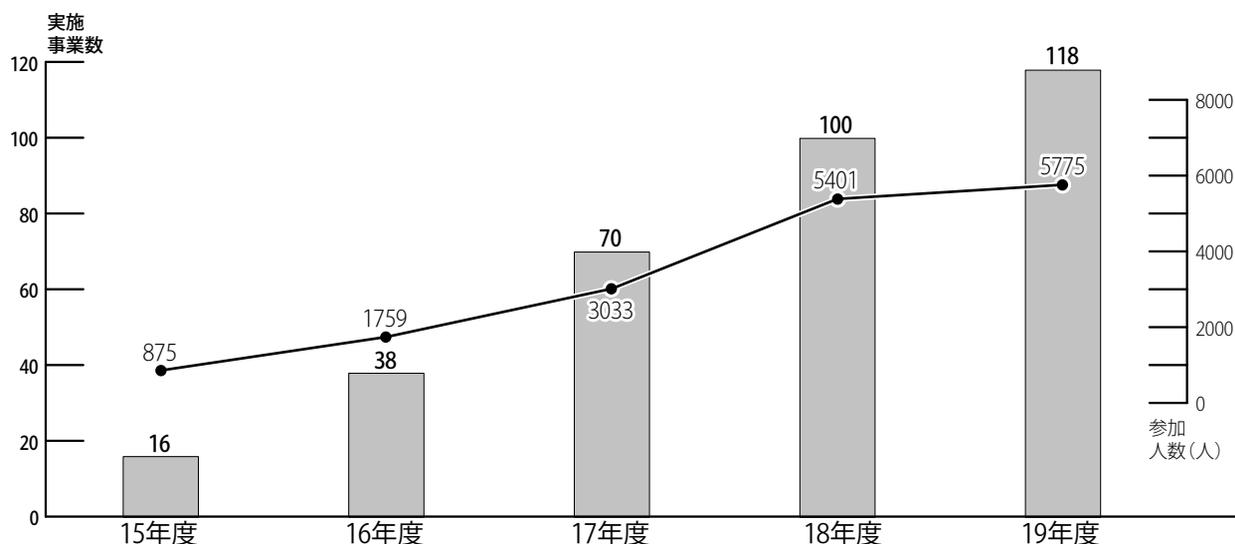
改正：平成18年3月27日教育委員会規則第3号

- (1) 文化財の保護及び保存に関すること。
- (2) 文化財保護審議会及び関係機関の会議に関すること。
- (3) 名勝天然記念物の保護及び保存に関すること。
- (4) 地域民俗行事を含めた民俗文化財、無形文化財の保護及び保存に関すること。
- (5) 登録有形文化財、登録記念物に関すること。
- (6) 文化財の補助金及び管理報償金に関すること。
- (7) 文化財の指定、指定解除、権利等の調整及び告示に関すること。
- (8) 指定文化財の管理、環境保全及び標識設置に関すること。
- (9) 文化財関係の条例及び教育委員会規則の制定改廃に関すること。
- (10) 名勝天然記念物の現状変更に関すること。
- (11) 文化財保存、愛護団体の連絡調整に関すること。
- (12) 山梨県立保存民家安藤家住宅の管理及び運営に関すること。
- (13) 安藤家住宅管理運営委員会に関すること。
- (14) 山梨県その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (15) 埋蔵文化財の保護及び保存に関すること。
- (16) 史跡の保護及び保存に関すること。
- (17) 開発行為等における埋蔵文化財の取扱に係る調整事務に関すること。
- (18) 文化財収納保管施設の管理及び運営に関すること。
- (19) 文化財の活用及び啓発普及に関すること。
- (20) ふるさと文化伝承館に関すること。
- (21) 文化財の調査研究に関すること。

第2章 教育普及事業

第1節 講座等

教育普及事業実施数及び参加者の推移



平成19年度実施事業一覧

実施日	事業名	対象	人数	内容/備考
4月16日	修学旅行事前学習1	若草小学校6年生	80人	南アルプス市のなかのかまくら(講義)
17日	修学旅行事前学習2	若草小学校6年生	80人	南アルプス市のなかのかまくら(現地)
25日	校内研究会	南湖小学校教員	23人	南アルプス市の文化財資源 南湖の暮らし天井川との闘い
5月9日	市内の文化財めぐり1	櫛形北小学校3年生	60人	若草・白根地区の史跡と文化財
9日	社会科見学	白根東小学校4年生	50人	県立考古博物館や市内の遺跡見学
14日	社会科見学	八田小学校2年生	25人	ふるさと文化伝承館見学・拓本体験
15日	櫛形整理室作業体験	櫛形西小学校6年生	35人	櫛形整理室見学、拓本・接合体験
20日	市内の戦国時代の歴史	西南湖地区一般	40人	戦国時代の歴史について
28日	研修会	南アルプスライオンズクラブ郷土研究部	15人	市内の戦国時代の史跡紹介をめぐる
30日	市内の文化財めぐり2	櫛形北小学校3年生	60人	八田・白根・芦安地区の史跡と文化財
6月1日	安藤家茅葺体験	南湖小学校教6年生	53人	茅の葺き替え体験
4日	北小学校周辺の歴史	櫛形北小学校6年生	45人	地域の成り立ちと縄文時代～古墳時代の学習
5日	市之瀬台地周辺の史跡を歩く	櫛形北小学校6年生	45人	市之瀬台地周辺の遺跡と櫛形整理室の見学
6日	市内の文化財めぐり3	櫛形北小学校3年生	60人	櫛形・甲西地区の史跡と安藤家住宅改修工事の見学

実施日	事業名	対象	人数	内容／備考
7日	土器づくり教室1	南湖小学校6年生	53人	縄文土器の学習と粘土づくり
8日	土器づくり教室2	南湖小学校6年生	53人	縄文土器づくり(せいけい)
9日	研修会	関東地区体育指指導員	250人	石積出しの見学
13日	ツアーガイド文化財講座	一般	20人	NPOフィールドトリップツアーガイド要請講座
15日	安藤家住宅特別開館	一般	3人	修復作業の説明会
23日	上高砂地区まちづくり視察	上高砂地区住民一般	40人	上高砂地区のまちづくりにおける文化財ほか視察
25日	教員研修会	南湖小学校高学年教諭	5人	南アルプス市の中の鎌倉
27日	ツアーガイド文化財講座	一般	20人	NPOフィールドトリップツアーガイド要請講座
30日	野牛島・西ノ久保遺跡発掘体験	市内保育園親子	40人	発掘体験・縄文時代の食体験
7月1日	ツアーガイド文化財現地見学	一般	15人	NPOフィールドトリップツアー文化財現地見学
7日	安藤家住宅特別開館	一般	22人	修復作業の説明会
8日	ツアーガイド文化財現地見学	一般	15人	NPOフィールドトリップツアー文化財現地見学
12日	民俗資料貸出	小笠原小学校3年生	100人	脱穀機の貸し出し
17日	遺跡発掘体験	八田小学校6年生	100人	野牛島西ノ久保遺跡発掘調査体験・伝承館で体験学習
17日	社会科見学	櫛形西小学校6年生	35人	市之瀬台地周辺の遺跡めぐり
18日	豊小学校周辺の古代	豊小学校6年生	55人	縄文・古代の学習と縄文体験
20日	土器づくり教室2	南湖小学校6年生	53人	縄文土器づくり(焼成)
22日	甲斐源氏地域学習	西南湖地区一般	40人	地域学習
25日	市内の文化財めぐり	白根東小学校教諭	25人	文化財視察による教材研究
26日	遺跡発掘調査体験研修	市内教諭社会科研究会	9人	野牛島・西ノ久保遺跡発掘調査体験
8月1日	土器修復体験	南湖小学校6年生	1人	土器の接合修復体験
2～17日	地域の学習	甲西中学校1年生	40人	甲西地区の文化財めぐりを指導
3日	教育研究研修	市内教諭	8人	戦争遺跡等見学
3日	教育研究研修	市内教諭	8人	御勅使川治水史跡めぐり
3日	隣地研修	市内教諭 櫛形地区	12人	御勅使川治水史跡めぐり
3日	徳島堰をたっぷり見よ	市内教諭社会科研究会	15人	徳島堰現地見学
4日	夏休み子供キャンプ教室	小学生一般	25人	縄文時代体験学習 南アルプスJ.Cの事業をサポート
5日	縄文王国 Yamanashi 縄文王国体験教室	一般	660人	縄文時代体験学習

実施日	事業名	対象	人数	内容／備考
7日	新赴任者研修	市内教諭	30人	市文化財調査事務所施設見学
8日	御勅使川ゆかりの史跡を歩こう！	市内教諭社会科研究会	7人	御勅使川研修
8日	新任教師研修会	市内新任教員	28人	安藤家見学
10日	遺跡見学	山梨文化財研究所職員	25人	野牛島・西ノ久保遺跡を見学
14日	古墳めぐり	駿台甲府中学校2年生	1人	市内古墳の学習
17日	社会科研究	市内教諭社会科研究会	12人	研究発表
17日	甲斐源氏ゆかりの史跡学習	市内教諭	9人	教研 地域を知るグループ
17日	八田地区文化財めぐり	市内教諭	10人	教研 地域を知るグループ
18～19日	ロタコ（御勅使河原飛行場跡）の調査と保存②	一般	50人	戦争遺跡保存戦跡シンポジウム（分科会）担当が発表
21日	市内の鎌倉を訪ねよう	市内教諭社会科研究会	9人	修学旅行鎌倉事前学習研修
22日	校内研究会	南湖小学校教諭	21人	南湖小学区の歴史について
22日	野牛島・西ノ久保遺跡見学	八田小児童・保護者	10人	夏休み課題研究のための遺跡見学
22日	ふるさとふれあい講座	櫛形西地区	15人	公民館西分館
27日	学芸員実習生遺跡見学	山梨文化財研究所学芸員実習生	4人	遺跡見学
9月1日	遺跡見学会	一般	140人	野牛島・西ノ久保遺跡現地見学会
23日	展示案内	昭和町西条地区一般	25人	鋳物師屋遺跡と内藤多仲の紹介
25日	鎌倉修学旅行事前学習	櫛形西小学校6年生	25人	鎌倉時代の南アルプス市と市内にある鎌倉について
10月1日	社会科見学	大明小学校4年生	42人	南アルプス市の水の歴史
1日	縄文土器作り（1）	櫛形北小学校6年生	41人	粘土づくり
1日	父兄参観授業	櫛形西小学校6年生	40人	甲斐源氏と小笠原流礼法について
2日	縄文土器作り（2）	櫛形北小学校6年生	41人	縄文土器の成形
4日	野牛島・西ノ久保遺跡見学・地域学習	教育支援センター児童	10人	遺跡見学・出土遺物を活用した体験学習
5日	安藤家住宅見学	国際交流 クインビヤン市訪問団	30人	安藤家見学
6日	第7回語り部と歩くふるさとの文化財	一般	50人	徳島堰と御勅使川ゆかりの史跡を歩く
10日	民具体験学習	若草小学校4年生	100人	米作りにかかわる民具の体験学習
13日	土器造り教室①	藤田地区育成会	30人	粘土づくり・成形
15日	昔飛行場があった	白根飯野小学校6年生	60人	戦争遺跡ロタコの学習
20日	歴史講座	市文化協会郷土研究部	15人	南アルプス市の源流をたどる

実施日	事業名	対象	人数	内容／備考
27日	史跡めぐり	若草地区一般	10人	市内史跡めぐり
29日	御勅使川・徳島堰授業	白根百田小学校6年生	45人	御勅使川の治水と徳島堰の事前学習
30日	臨地研修	小笠原長清公顕彰会	40人	甲斐源氏ゆかりの史跡めぐり（市外編）
11月1日	水との暮らし	小笠原小学校4年生	100人	事前学習授業
2日	社会科見学	白根百田小学校6年生	45人	徳島堰と御勅使川ゆかりの史跡を歩く
日	安藤家住宅見学	若草地区老人クラブ	30人	安藤家にまつわる文化、歴史
2日	安藤家住宅見学	田富北小学校3年生	72人	昔の建物や人々の暮らしの学習
7日	社会科見学	小笠原小学校4年生	100人	徳島堰と御勅使川ゆかりの史跡を歩く
12日	史跡めぐり	小笠原地区分館	50人	甲斐源氏ゆかりの史跡めぐり
13日	縄文土器焼き	櫛形北小学校6年	41人	土器焼きと縄文料理体験
13日	公開道徳事業	八田小学校6年生	100人	文化財課の仕事を紹介
17日	土器造り教室②	藤田地区育成会	30人	土器焼き
17日	史跡めぐり	西落合地区愛育会	40人	市内戦国時代の史跡現地見学
19日	水と人と地形のはなし	若草南小学校6年生	80人	若草南小周辺の風土について
19日	縄文パーティーを開こう	白根東小学校6年生	50人	生徒が調べた縄文文化の中間報告
20日	市内戦国時代の歴史と史跡	西南湖地区一般	40人	市内戦国時代の歴史について
26日	市内外文化財めぐり	南アルプスライオンズクラブ郷土研究部	20人	県立考古博物館や市内の文化財視察
27日	安藤家住宅見学	櫛形西小学校4年生	16人	昔の人々の暮らしについて
28日	社会科見学	常永小学校4年生	70人	御勅使川の史跡を歩く
28日	村松家住宅の学習	教研 地域を知る研究グループ研修	10人	国登録文化財村松家住宅の見学
30日	平和学習	櫛形北小学校6年生	41人	ロタコについて（授業）
30日	土器づくり	櫛形西小学校6年生	35人	土器
12月2日	駿信往還教材調査	市内外教諭	10人	駿信往還沿いの文化財現地見学
4日	刈り取った藁で古代編み体験	小笠原小5年生	100人	古代編みでコースター作り
4日	平和学習	櫛形北小学校6年生	41人	ロタコについて（現地見学）
4日	東小学校土器作り1	白根東小学校6年生	42人	縄文土器の学習と粘土づくり
4日	安藤家住宅見学	芦安地区老人クラブ	37人	安藤家にまつわる文化、歴史
5日	東小学校土器作り2	白根東小学校6年生	42人	縄文土器づくり（せいけい）
12日	地理「身近な地域」1	甲西中学校1年生	120人	古長禅寺などの史跡を見学
13日	県内巡り事前学習	白根巨摩中学校1年生	120人	武田氏や近代化遺産の足跡
14日	地理「身近な地域」2	甲西中学校1年生	120人	古長禅寺などの史跡を見学
18日	徳島堰と昔の道具	芦安小学校4年生	8人	徳島堰を巡る。民具の学習

実施日	事業名	対象	人数	内容／備考
18日	安藤家住宅見学	あけぼの養護学校	7人	昔の建物とくらしの学習
20日	昔の道具	八田小学校4年生	90人	民具体験学習
1月22日	安藤家住宅見学	南アルプス姉妹都市 小笠原村村議会議員	10人	
23日	安藤家住宅見学	櫛形西小学校3年生	25人	昔の人々の暮らしについて
27日	縄文王国 in 釈迦堂遺跡	県内一般	250人	石皿体験やどんぐりクッキー作りなどの縄文人体験
29日	南アルプス市の魅力	ことぶき勸学院大学院	40人	市内の歴史的遺産について講義
31日	縄文体験・土器焼き	櫛形西小学校	30人	土器焼きと縄文料理体験
2月13日	飯野地区生涯学習講座	飯野地区 生涯学習運営委員会	40人	御勅使川の治水と飯野地区の文化財
14日	御勅使川・徳島堰授業	白根東小学校4年生	60人	御勅使川の治水と徳島堰の事前学習
19日	御勅使川・徳島堰授業	白根東小学校4年生	60人	徳島堰と御勅使川ゆかりの史跡を歩く
21日	校外学習	芦安小学校3年生	3人	伝承館・安藤家住宅見学
3月6日	縄文体験	白根東小学校6年生	50人	土器焼きと縄文料理体験
7日	市外研修	甲州市文化財審議委員会	7人	安藤家住宅・法善寺等見学
8日	市文化協会郷土研究部 総会	市文化協会郷土研究部	90人	白根の戦争遺跡「ロタコ」
11日	市内史跡めぐり	中巨摩地区 ことぶき勸学院	20人	甲斐源氏の史跡を中心に
30日	第一回研究例会	山梨郷土研究会会員	15人	白根の戦争遺跡「ロタコ」について担当が解説



第2節 新聞報道

掲載日	見出し	掲載紙／備考
平成 19 年		
5 月 9 日	戦国時代の史跡紹介 南ア市教委が散策マップ	山梨日日新聞
5 月 13 日	戦国時代の史跡巡るマップ好評 南ア市教委 2 万部作成	読売新聞
6 月 2 日	南ア市安藤家住宅 屋根のふき替え地元児童が体験	山梨日日新聞
6 月 3 日	国重文「安藤家」僕らがお手入れ	産経新聞
6 月 5 日	小学生かやぶき体験 南アの安藤家住宅	読売新聞
6 月 8 日	南アの重文「安藤家住宅」 地元の小学生 53 人が茅葺屋根の修復体験	毎日新聞
7 月 18 日	八田小 6 年生が遺跡で発掘体験	山梨日日新聞
8 月 14 日	働いた人の息吹も発掘 南アルプス・御勅使川原飛行場	朝日新聞 特集 ここであった戦争
8 月 31 日	炭焼き窯 5 基発掘 南ア「野牛島・西ノ久保遺跡」平安期、生産集団存在か？	山梨日日新聞
9 月 2 日	工業団地造成前の遺跡説明会 南アルプス	毎日新聞
10 月 12 日	地域の史跡散策 語り部の昔話も 南アルプス市でイベント	山梨日日新聞
平成 20 年		
1 月 9 日	芦沢家の住宅登録文化財に 昭和初期建築の主屋など 2 件	朝日新聞
2 月 5 日	長清公祠堂（南アルプス市） わがふるさと遺産 お堂に宿る名門の記憶	朝日新聞
2 月 6 日	文化財も登場 出前授業開始 5 年郷土史学ぶ疑似体験、公表	朝日新聞
3 月 19 日	治水遺跡の役割紹介 南ア教委ガイドブック作製	山梨日日新聞
3 月 30 日	甲府連隊の歴史やロタコ調査を解説 山梨郷土研究会例会	山梨日日新聞 担当者が派遣され同会で講演。

第3節 展示・放送番組作成

1. 放送番組作成等

(1) メールマガジン

南アルプス市発行のメールマガジン「南アルプスふるさとメール」中のコーナー

『よみがえる原風景 今、南アルプス市が面白い』を執筆（毎月2回執筆配信）

配信日	通算	タイトル
4月1日号	20	南アルプスを駆けた武士（もののふ）たち甲斐源氏秋山光朝 その1
4月15日号	21	南アルプスを駆けた武士（もののふ）たち甲斐源氏秋山光朝 その2
5月1日号	22	南アルプスを駆けた武士（もののふ）たち甲斐源氏 小笠原長清 その1
5月15日号	23	南アルプスを駆けた武士（もののふ）たち甲斐源氏 小笠原長清 その2
6月1日号	24	南アルプスを駆けた武士（もののふ）たち甲斐源氏 小笠原長清 その3
6月15日号	25	市内に広がる曾我物語の世界 その1
7月1日号	26	市内に広がる曾我物語の世界 その2
7月15日号	27	鎌倉時代の古刹 古長禅寺
8月1日号	28	八田御牧（はったのみまき）から八田庄（はったのしょう）へ ～鎌倉時代の御勅使川扇状地～
8月15日号	29	鎌倉時代の開発集落 大師東丹保遺跡（だいしひがしたんぼいせき）1
9月1日号	30	鎌倉時代の開発集落 大師東丹保遺跡（だいしひがしたんぼいせき）2
9月15日号	31	観応の擾乱（かんのうのじょうらん）の舞台 須沢城（すさわじょう）
10月1日号	32	古代寺院 善応寺と雨乞い伝承の地、大笹池
10月15日号	33	戦国時代の哀しきヒロイン 西野姫（せいやひめ）
11月1日号	34	信玄を育んだ大井氏の血脈 その1
11月15日号	35	信玄を育んだ大井氏の血脈 その2 大井夫人
12月1日号	36	芦安の地に来た武将 名取将監
12月15日号	37	信玄伝承の治水事業 ～暴れ川御勅使川を治める～
1月1日号	38	御勅使川扇状地の生命線 石積出（いしつみだし）
1月15日号	39	百々はなんとよむ？
2月1日号	40	修羅（しゅら）出しからトロッコへ
2月15日号	41	山中に泊り込みで炭焼
3月1日号	42	女たちの山仕事
3月15日号	43	山中に分校ができるほどの賑わい 芦安鋤山

(2) 南アルプス市広報誌

市広報誌中の連載コーナー『ふるさとの誇り』を執筆・監修（平成18年5月号から毎月1回）

放送月	通算	タイトル
4月放送	24	駿信往還のランドマーク三階屋
6月放送	25	「遺跡で散歩」④～戦国時代の史跡を歩く～
8月放送	26	甦る古代の野牛島Ⅲ
12月放送	27	世界に誇る日本縄文文化のかお「鋳物師屋遺跡」縄文の美と心
1月放送	28	石橋湛山を育んだ南アルプス市の風土
2月放送	29	信玄橋と高砂渡し～釜無川の東西を結ぶ歴史～

(3) C A T V番組作成

平成18年5月より市提供のC A T V番組『南アルプス市歴史探訪』の原稿執筆・監修（毎月1回、19年度からは隔月放送）

発行月	通算	タイトル
4月号	12	芦安の地に来た名取将監
5月号	13	釜無川東西を結ぶ歴史 ～信玄橋と高砂渡し～
6月号	14	歴史で散歩 武田氏ゆかりの古寺法善寺
7月号	15	鋳物師屋遺跡～縄文の美と心～
8月号	16	南アルプス市にも飛行場があった～ロタコ（御勅使河原飛行場）～
9月号	17	芦安堰堤～日本で初めて本格的にコンクリートを使用した砂防堰堤～
10月号	18	将監堤～南アルプス市の南半分をまもった水防の要～
11月号	19	石積出～南アルプス市の北半分をまもった水防の要～
12月号		—休載—
1月号	20	山中に分校ができるほどの賑わい 芦安鉦山
2月号	21	夜叉神の一つ目小僧～現代に残る「コト八日」～
3月号	22	白狐の伝説残る常楽寺

2. 縄文王国山梨

縄文王国とも言われる山梨県内各地から出土した遺物の数々、先人の技術と知恵をつめこんだ土器や装飾品などを見直す機会として県内の他の5ヶ所（平成19年からは6ヶ所）の施設と共催。

(1) 縄文王国山梨スタンプラリー

開催館を巡るスタンプラリーを実施。南アルプス市では櫛形生涯学習センター文化財展示室を会場に行った。（開催期間：平成19年3月21日～8月31日）

(2) 夏休み 縄文王国山梨 体験教室

昨年に引き続き、甲府市の岡島百貨店催事場を会場に、参加館で協力し、8月2～7日にわたり縄文食体験、拓本体験などを行った。また、平成19年度より、各館を巡回して体験教室を行うこととなり、第1回は、釈迦堂博物館（笛吹市）で開催した。（開催日：平成19年1月27日）

3. 資料の貸出

(1) 重要文化財鋳物師屋遺跡出土品

山梨県立博物館シンボル展「縄文王国山梨展 縄文の美とエネルギー～南アルプス市鋳物師屋遺跡の縄文土器～」（開催期間：平成19年5月26日～6月24日）。

(2) 六科将棋頭及びロタコ（御勅使河原飛行場跡）の空中写真

山梨県立考古博物館夏季企画展「山梨の地上絵～空から見た山梨の遺跡～」（開催期間：平成19年7月14日～9月2日）。

(3) 重要文化財鋳物師屋遺跡出土品

兵庫陶芸美術館特別展「いにしへの造形と意匠」（開催期間：平成20年3月15日～6月1日）。

(4) 野牛島・西ノ久保遺跡出土遺物（和鏡等）および土坑墓レプリカ

山梨県埋蔵文化財センター「知ろう山梨の歴史！山梨の遺跡展2008」（開催期間：平成20年3月15日～4月6日）。山梨県立考古博物館で開催。

(5) 県指定史跡物見塚古墳出土の玉類（白玉・管玉）

山梨県立考古博物館春季企画展「甲斐の前方後円墳」（開催期間：平成20年4月26日～6月29日）。

第3章 一般文化財

第1節 指定登録文化財一覧

1. 国指定文化財

名称	種別	指定年月日				所有者／管理者
		元号	年	月	日	
長谷寺本堂 附厨子・旧財・棟札	建造物	昭和	25	8	29	長谷寺
安藤家住宅	建造物	昭和	51	5	20	山梨県／南アルプス市
鋳物師屋遺跡出土品 205 点	考古資料	平成	7	6	15	南アルプス市
御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）	史跡	平成	15	3	25	南アルプス市・韮崎市
紙本墨書大般若経 561 卷	書跡	明治	38	4	4	法善寺
夢窓国師坐像 1 軀	彫刻	昭和	58	6	6	古長禅寺
木造大日如来及四波羅蜜菩薩坐像 5 軀	彫刻	平成	3	6	15	宝珠寺
三恵の大ケヤキ	天然記念物	昭和	2	11	30	南アルプス市
古長禅寺のビャクシン	天然記念物	昭和	28	11	14	古長禅寺
ヤマネ	天然記念物	昭和	50	6	26	
甲斐犬	特別天然記念物	昭和	9	1	22	
ニホンカモシカ	特別天然記念物	昭和	9	5	1	
ライチョウ	特別天然記念物	大正	12	3	7	

2. 県指定文化財

名称	種別	指定年月日				所有者／管理者
		元号	年	月	日	
板絵僧形八幡神像 1 面	絵画	昭和	52	3	31	法善寺
絹本著色十六善神像図 1 幅	絵画	平成	3	5	30	法善寺
穂見神社本殿 1 棟 附棟札 2 枚	建造物	昭和	40	8	19	穂見神社
蔵珠院 六地藏幢 1 基	建造物	昭和	52	3	31	蔵珠院
善心寺宝篋印塔 1 基	建造物	昭和	53	3	15	善心寺
法善寺鐘楼 1 棟 附梵鐘 1 口	建造物	昭和	54	12	28	法善寺
鰐口 1 口	工芸品	昭和	35	11	7	久本寺
伝保昌の刀 1 口	工芸品	昭和	40	5	15	
穂見神社 銅製懸仏（御正躰） 1 口	工芸品	昭和	40	5	13	穂見神社
桜田家 鰐口 1 口	工芸品	昭和	42	5	29	
秋山太郎光朝供養の経筒及び付属品	工芸品	昭和	47	1	27	
八幡神本地仏鏡像 1 面	工芸品	昭和	54	12	28	法善寺
八王子権現の剣	工芸品	平成	1	7	19	落合八王子社
古長禅寺 1	史跡	昭和	35	11	7	古長禅寺
物見塚古墳 1 基	史跡	昭和	63	11	16	南アルプス市ほか
伝嗣院紙本墨書大般若経 600 卷	書跡	昭和	40	8	19	伝嗣院
版本大毘盧遮那成仏教疏 16 卷	書跡	昭和	53	3	30	法善寺
紙本墨書金光明最勝王経 10 卷	書跡	昭和	61	9	17	法善寺
法善寺伝承本真言宗諸流聖教類 769 点	書跡	昭和	62	2	10	法善寺
俳諧白根嶽外俳書 3 5 種並びに上矢敲氷自筆俳文 2 8 種と俳人等の書簡 1 6 9 通	書籍	昭和	48	7	12	
木造諏訪神社神像 2 軀	彫刻	昭和	40	5	13	諏訪神社
木造獅子頭 1 頭	彫刻	昭和	43	12	12	諏訪神社
木造薬師如来像 14 軀	彫刻	昭和	44	11	20	慈眼寺
木造阿弥陀如来立像 1 軀	彫刻	昭和	44	11	20	常楽寺
木造菩薩形立像 1 軀	彫刻	昭和	44	11	20	諏訪神社
深向院の釈迦如来像 1 軀	彫刻	昭和	46	2	26	深向院
木造十一面観音立像 1 軀	彫刻	平成	16	11	29	長谷寺
湯沢の思い杉 1 樹	天然記念物	昭和	35	11	7	
白根町のカエデ 1 樹	天然記念物	昭和	35	11	17	

野牛島のジャクシン 1 樹	天然記念物	昭和	35	11	7	野牛島区
中野のカキ 1 樹	天然記念物	昭和	35	11	7	
宝珠寺のマツ 1 樹	天然記念物	昭和	35	11	7	宝珠寺
湯沢のサイカチ 1 樹	天然記念物	昭和	39	6	25	
大嵐ジャクシン 1 樹	天然記念物	昭和	43	2	8	善応寺
鏡中条のゴヨウマツ	天然記念物	昭和	45	10	26	
ミヤマシロチョウ (Aporia hippia)	天然記念物	昭和	52	3	31	
十日市場の大ケヤキ	天然記念物	昭和	61	3	19	石動神社
沢登六角堂の切子	無形民俗文化財	平成	8	2	19	沢登区
下市之瀬の獅子舞	無形民俗文化財	平成	19	4	27	下市之瀬獅子舞保存会
大薙刀銘備州長船兼光 1 振	歴史資料	平成	6	11	7	法善寺

3. 市指定文化財

名称	種別	指定年月日				所有者／管理者
		元号	年	月	日	
絹本著色釈迦涅槃像図 1 幅	絵画	昭和	51	1	1	法善寺
絹本著色弘法大師像図 1 幅	絵画	昭和	51	1	1	法善寺
掛絵六地藏菩薩像 6 面附地藏菩薩像縁起 1 巻	絵画	昭和	51	1	1	安養寺
長盛院の絹本著色仏涅槃図 1 幅	絵画	昭和	59	3	1	長盛院
隆昌院の釈迦涅槃図 1 幅	絵画	平成	1	2	27	隆昌院
隆昌院の飯繩権現図 1 幅	絵画	平成	1	2	27	隆昌院
江原浅間神社本殿 1 棟	建造物	昭和	44	11	13	江原浅間神社
七面明神社本殿 1 棟	建造物	昭和	52	11	22	宗林寺
矢崎家住宅 1 棟	建造物	昭和	53	2	16	矢崎徹之助
若宮神社本殿 1 棟	建造物	昭和	57	11	30	若宮神社
平岡諏訪神社の石鳥居 1 基	建造物	昭和	61	9	1	平岡区
上市之瀬八幡神社本殿 1 棟 附棟札及び古材	建造物	平成	2	2	28	上市之瀬区
高尾穂見神社神楽殿 1 棟	建造物	平成	5	11	25	穂見神社
妙行寺の宝篋印塔 1 基	建造物	平成	7	2	23	体顕山妙行寺
沢登六角堂 1 棟	建造物	平成	9	7	30	沢登区
長昌院の六地藏幢 1 基	建造物	平成	9	7	30	長昌院
妙了寺 経堂及び輪蔵・傳大土像 1 棟	建造物	平成	12	3	17	高峯山 妙了寺
隆昌院の棧唐戸	工芸品	昭和	49	1	29	隆昌院
大日如来像 1 軀	工芸品	昭和	59	11	26	諏訪神社
東南湖八幡の御輿と神鈴	工芸品	昭和	60	3	30	東南湖八幡社
西川家土蔵の戸前口 1 面	工芸品	平成	4	10	19	
神部神社の算額 1 枚	工芸品	平成	5	3	28	神部神社
鑄造の金灯籠 1 基	工芸品	平成	10	2	2	南アルプス市
奈胡十郎義行の墓 1 基	史跡	昭和	42	10	1	東南湖区
遠光・光朝及び夫人の墓 1 基	史跡	昭和	42	10	1	秋山光朝公奉賛会
秋山光朝館跡	史跡	昭和	44	11	13	秋山光朝公奉賛会
加賀美遠光館跡	史跡	昭和	46	1	28	法善寺
十日市跡	史跡	昭和	46	1	28	安養寺・十日市場区
五味国鼎の墓 1 基	史跡	昭和	46	1	28	泉能寺
広瀬中庵の墓 1 基	史跡	昭和	46	1	28	明行寺
辻嵐外の墓 1 基	史跡	昭和	49	1	29	成妙寺
塚原上村古墳 1 基	史跡	昭和	49	1	29	
鎌倉御所五郎丸の墓 1 基	史跡	昭和	51	3	1	野牛島区
五百住巨川の墓 1 基	史跡	昭和	51	3	1	豊光院
土屋惣蔵の墓 1 基	史跡	昭和	51	3	1	長盛院
五味可都里の墓跡	史跡	昭和	53	4	5	泉能寺
松声堂址	史跡	昭和	53	2	16	南アルプス市
須沢城跡	史跡	昭和	55	9	24	西区
椿城跡	史跡	昭和	56	4	1	上野区
宝篋印塔群 5 基	史跡	昭和	58	1	1	長遠寺

六科丘古墳 1 基	史跡	昭和	61	9	1	南アルプス市
小笠原長清公館跡	史跡	昭和	62	7	1	
白山神社	史跡	平成	15	2	14	白山神社
おつき穴古墳	史跡	平成	15	2	14	白根町
山県大弐作「熱海浴泉歌」	書跡	平成	13	4	20	桃園神社
紙本墨書長盛院の般若經 600 卷	書跡	昭和	51	3	1	長盛院
遠光・光朝の木造 1 軀	彫刻	昭和	42	10	1	秋山光朝公奉賛会
木造寄木地蔵菩薩立像 1 軀 附厨子	彫刻	昭和	51	1	1	安養寺
西の神地蔵 1 軀	彫刻	昭和	51	3	1	野牛島区
石丸地蔵 1 軀	彫刻	昭和	51	3	1	榎原区
能蔵の石幢 1 基	彫刻	昭和	51	3	1	野牛島区
木造毘沙門天立像 1 軀	彫刻	昭和	51	3	2	宝珠寺
本重寺 板本尊	彫刻	昭和	52	11	22	本重寺
木造野中地蔵菩薩坐像 1 軀	彫刻	昭和	52	11	22	
木造釈迦如来坐像 1 軀	彫刻	昭和	58	1	1	長遠寺
伝曾我十郎木像伝虎御前木像 2 体	彫刻	昭和	59	11	26	諏訪神社
能蔵池の碑 1 基	彫刻	昭和	59	3	1	野牛島区
木造日蓮上人坐像 1 軀	彫刻	平成	1	1	19	妙蓮寺
木造僧形八幡菩薩像 1 軀	彫刻	平成	1	1	19	妙蓮寺
木造神功皇后坐像 1 軀	彫刻	平成	1	1	19	妙蓮寺
伝嗣院の大日如来坐像 1 軀	彫刻	平成	1	5	31	伝嗣院
清水八幡の夫婦ケヤキ 2 樹	天然記念物	昭和	42	10	1	清水区
秋山の多羅葉樹 1 樹	天然記念物	昭和	42	10	1	
広誓院のカヤの木 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	広誓院
安藤家避雷針の松 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	山梨県
不動寺の菩提樹 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	不動寺
法音寺の多羅葉樹 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	法音寺
本清寺のカヤの木 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	本清寺
成妙寺の松 1 樹	天然記念物	昭和	49	1	29	成妙寺
鮎沢の御崎ビャクシン 1 樹	天然記念物	昭和	49	1	29	鮎沢区 1 組
能蔵のエドヒガンザクラ 1 樹	天然記念物	昭和	51	3	1	野牛島区
上市之瀬のイトザクラ 1 樹	天然記念物	昭和	51	3	2	上市之瀬イトザクラ保存会
大城寺のケヤキ 1 樹	天然記念物	昭和	53	2	16	大城寺
山寺八幡神社シラカシ林	天然記念物	昭和	54	2	15	山寺八幡神社
沓沢山の神大榎 1 樹	天然記念物	昭和	59	11	26	南アルプス市
水宮神社の社叢	天然記念物	昭和	61	9	12	水宮神社
平岡のヤシャブシ 1 樹	天然記念物	昭和	61	9	1	平岡区
法善寺のサルスベリ 1 樹	天然記念物	昭和	62	7	1	法善寺
曲輪田諏訪神社のエドヒガン 1 樹	天然記念物	昭和	62	12	1	曲輪田諏訪神社
宗林寺のイロハモミジ 1 樹	天然記念物	昭和	62	12	1	宗林寺
白根町のゴヨウマツ 1 株	天然記念物	昭和	63	7	20	
隆昌院の多羅葉樹 1 樹	天然記念物	平成	1	2	27	隆昌院
高尾穂見神社の大スギ 1 樹	天然記念物	平成	5	11	25	穂見神社
江戸小紋染師 内田一雄	無形文化財	平成	4	3	21	
若宮八幡の神楽	無形民俗文化財	昭和	44	11	13	古市場敬神会
巨摩八幡宮の太々神楽	無形民俗文化財	昭和	46	1	28	巨摩八幡宮
西南湖の獅子舞	無形民俗文化財	昭和	49	1	29	西南湖獅子舞保存会
十五所の甲州囃子	無形民俗文化財	昭和	56	4	1	十五所甲州囃子保存会
山寺八幡神社の太々神楽	無形民俗文化財	昭和	61	9	1	山寺八幡神社神楽部
高尾穂見神社の太々神楽	無形民俗文化財	昭和	61	9	1	高尾穂見神社神楽会
曲輪田峰村小路の獅子舞	無形民俗文化財	平成	3	12	25	曲輪田峰村小路獅子舞保存会
神部神社曳舟神事	無形民俗文化財	平成	6	6	28	神部神社
懸腰山	名勝	昭和	49	1	29	本清寺
神明神社正徳四年再興棟札 1 枚	歴史資料	平成	14	11	12	神明神社

4. 国登録文化財

名称	種別	登録年月日				所有者／管理者
		元号	年	月	日	
芦安堰堤	建造物	平成	9	9	16	山梨県
松寿軒長崎 1 棟	建造物	平成	10	2	12	
村松家住宅主屋 1 棟	建造物	平成	15	2	26	
村松家住宅商家蔵 1 棟	建造物	平成	15	2	26	
村松家住宅文庫蔵 1 棟	建造物	平成	15	2	26	
村松家住宅厠 1 棟	建造物	平成	15	2	26	
芦澤家住宅主屋 1 棟	建造物	平成	20	3	19	
芦澤家住宅座敷蔵 1 棟	建造物	平成	20	3	19	

第2節 平成18年度中の異動（指定区分の変更等）

1. 国指定文化財

名称	摘要	元号	年	月	日	備考
ライチョウ	現状変更	平成	18	4	20	調査捕獲のため

2. 県指定文化財

名称	摘要	元号	年	月	日	備考
なし						



登録有形文化財芦澤家住宅

3. 市指定文化財

名称	摘要	元号	年	月	日	備考
長昌院六地藏幢	現状変更	平成	19	11	5	移設工事のため
木造阿弥陀如来坐像	指定答申	平成	20	3	26	平成20年4月告示予定
木造十一面観音及毘沙門天、不動明王立像	指定答申	平成	20	3	26	平成20年4月告示予定
木造厨子入り地藏菩薩坐像	指定答申	平成	20	3	26	平成20年4月告示予定
口タコ（御勅使河原飛行場）跡3号掩体壕	指定答申	平成	20	3	26	平成20年4月告示予定

4. 国登録文化財その他

名称	摘要	元号	年	月	日	備考
芦澤家住宅主屋	国登録	平成	20	3	19	
芦澤家住宅座敷蔵	国登録	平成	20	3	19	

第3節 一般文化財保護事業

1. 主な実施事業

- 文化財維持管理（国史跡 将棋頭・石積出等草刈など）
- 県指定天然記念物宝珠寺のマツ、鏡中条のゴヨウマツ等害虫防除事業補助
- 文化財防火デー（1月20日 常楽寺において防災訓練を実施）
- 指定文化財管理報償金の交付
- 国指定文化財長谷寺本堂防災設備点検委託補助事業
- 県指定天然記念物湯沢の思い杉への案内看板の設置
- 国登録有形文化財村松家住宅（文庫蔵・厠）保存修理事業補助

2. 仏像等悉皆調査

市内所在の仏像等彫刻を悉皆的に把握し、今後の文化財の保護およびその活用のための基礎資料とするとともに、調査成果を広く市民に公開し、市民の郷土意識の醸成のために供することを目的とし、平成18年度から5カ年をかけて実施している。

調査は、調査員として鈴木麻里子氏（南アルプス市文化財保護審議会委員）を委嘱し、市内各寺院等に協力をいただき、各々の寺院等に安置される全ての仏像について、写真撮影、法量の計測、伝承の記録等を行い、最終年度に調査報告書を刊行するものである。本年度は事業2年目にあたり、調査対象エリアを平成18年度に実施した旧若草町域に続き、旧八田村、白根町、芦安村域とし、調査寺社総数39ヶ所、内訳は、33寺院、3堂宇、2神社、1個人であった。



仏像等悉皆調査 調査風景

3. 市内小正月行事等民俗調査

平成20年1月10日から15日にかけて、文化財課職員で分担し、現在市内に残るどんど焼き、獅子舞などをはじめとする小正月の行事について、悉皆的に調査を行った。調査対象となった地域は、86箇所及び、調査においては、行事の準備から当日の開催状況までを写真等で記録し、あわせて地域での聴取を実施した。

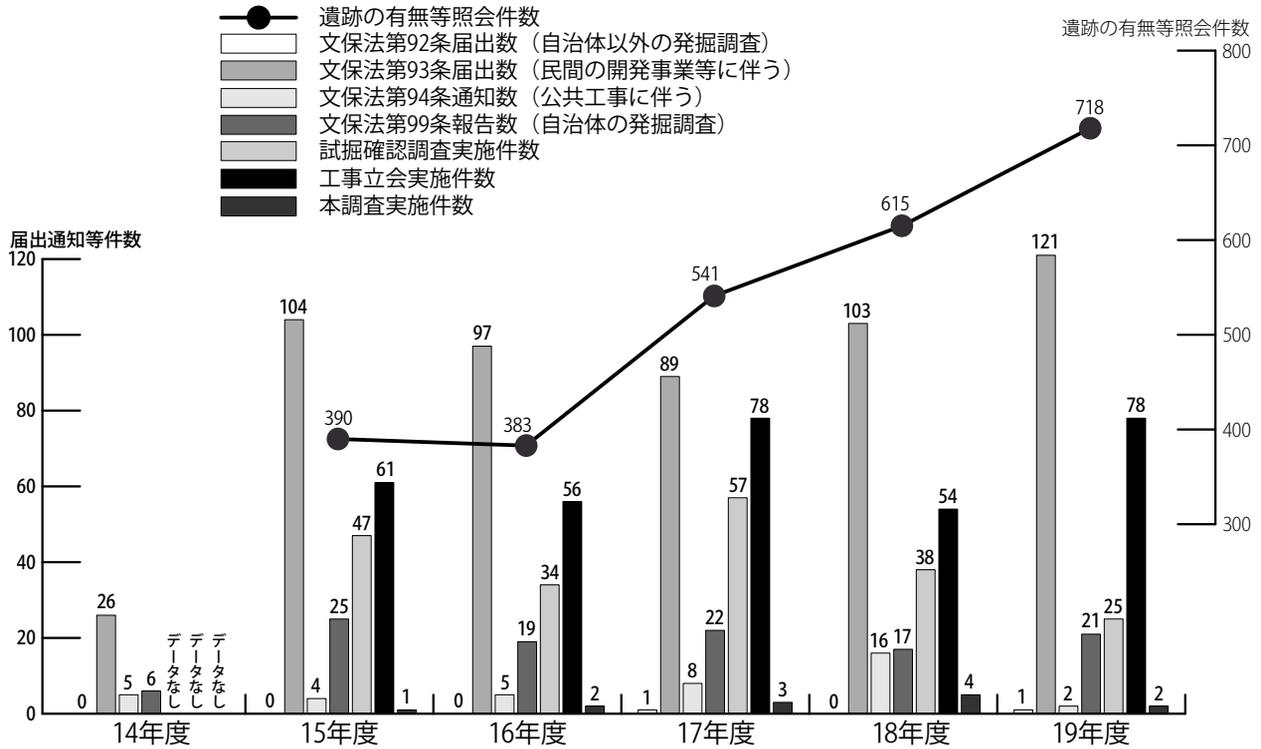


さまざまな小正月の行事

第4章 埋蔵文化財

第1節 埋蔵文化財統計

1. 届出等



平成19年度 月次統計等

届出/通知数	月	92条	93条	94条	92~94条計	99条	合計	備考
	4	0	10	0	10	2	12件	
5	0	5	0	5	3	8件		
6	0	11	0	11	3	14件		
7	0	10	0	10	3	13件		
8	1	15	2	18	1	18件		
9	0	8	0	8	2	10件		
10	0	14	0	14	1	15件		
11	0	9	0	9	4	13件		
12	0	10	0	10	1	11件		
1	0	7	0	7	0	7件		
2	0	11	0	11	0	11件		
3	0	11	0	11	1	12件		
年度合計		1	121	2	124	21	144件	
前年度比		-	117	13	104	124	106%	
遺跡の有無等照会件数							718件	
試掘確認調査実施件数							25件	
工事立会実施件数							78件	

※ 92条～94条または99条等は、それぞれ文化財保護法の各条文に基づく届出・通知等の数

2. 平成 18 年度本調査実施遺跡概要

(1) 野牛島・西ノ久保遺跡 (IV区)

調査地	野牛島 3014 ほか	調査期間	平成 19 年 5 月 4 日～平成 19 年 10 月 5 日
調査原因	御勅使南工業団地造成工事	対象／調査面積	44,000 m ² ／ 1,580 m ²

遺跡の時代と概要：奈良・平安時代の集落跡とともに、中世の道路跡、区画溝、土坑墓、地下式坑などが発見された。遺構は調査区東に隣接する石橋北屋敷遺跡から連続しており、古代および中世集落がIV区周辺に広く展開することが明らかとなった。



調査風景と発見された土坑墓



市内保育園児親子の発掘体験



市内小学生の発掘体験

(2) 野牛島・西ノ久保遺跡 (V・VI区) 【(財) 山梨文化財研究所に委託】

調査地	野牛島 2960 ほか	調査期間	平成 19 年 4 月 21 日～平成 19 年 10 月 5 日
調査原因	御勅使南工業団地造成工事	対象／調査面積	44,000 m ² ／ 7,186 m ²

遺跡の時代と概要：小谷部分にあたるV区では、谷底からはゆがみ窯体が融着した須恵器の甕が出土し、近くに須恵器の窯跡があったことが推定される貴重な発見となった。VI区は西に大塚遺跡、南に野牛島・西ノ久保遺跡が隣接し、ふたつの遺跡から続く奈良・平安時代の集落跡が発見された。

第2節 埋蔵文化財保存活用整備事業

1. 遺跡説明板設置事業

中部横断道（甲西バイパス）およびそのアクセス道路の建設に伴い発掘調査が行われた、中部横断道南アルプスIC周辺の4遺跡（十五所遺跡・村前東A遺跡・角力場第2遺跡・新居道下遺跡）について、調査当時の状況や出土遺物をわかりやすく解説した説明版を「御勅使川扇状地末端の遺跡群」として設置した。これまでに発掘調査を実施した市内各所の遺跡に説明版を作成する標記事業は、平成17年度から継続し、平成20年度以降も継続的に実施予定である。

平成19年度は、これに加え、櫛形西小学校6年生において、1年間学校と協働で取り組んできた総合的学習の成果として、子供たちが地域の古墳や遺跡について学習した成果を踏まえて作った学区内の古墳（物見塚古墳・六科丘古墳）の遺跡説明板・案内板を設置した。

2. 教育普及用パンフレット等の作成

（1）文化財めぐりガイドマップ

平成18年度に作成した、テーマ別文化財めぐりガイドマップ『遺跡で散歩 vol. 1～3』について、残部がなくなったので近年の調査成果や新たな知見を加えて改訂版を作成した（それぞれ17,000部）。

また、今年度は、新たに遺跡で散歩 vol. 5として「戦争遺跡「ロタコ」を歩く」を作成した（A3フルカラー20,000部）。

（2）体験学習利用案内チラシ

学校等や一般向けに、文化財課の教育普及事業の利用・実施案内のためのチラシを作成した。今回は、特に需要の多い縄文時代の学習、縄文体験に特化し『縄文工房～縄文人の技に挑戦！～』として印刷し、地域や学校に配布した（A4フルカラー2,000部）。

（3）南アルプス市文化財調査事務所整備事業

平成15年の合併以来市内3ヶ所に分散配置されていた文化財調査事務所、整理室を1ヶ所に統合し、所蔵する文化財や出土遺物等を効率的に管理し、活用を図るため、八田地区の「ふるさと文化伝承館（市文化財調査事務所八田整理室）」を改修し、新たな市文化財調査事務所とする事業。

平成18年度は、整理調査スペース、収蔵庫、展示施設等のハード面の整備をおこなったが、本年度は、文化財調査事務所を遺跡情報発信の中核に位置付ける中で、ソフト面の整備を行った。主に、調査事務所における教育普及や、学校など各施設での教育普及授業にも利用できるパネルや教材などを作成し、遺跡説明版やガイドマップとあわせ総合的に市内の遺跡を学習できることを意図した。

併せて遺物や機材の引越し作業を3月までに完了し、平成20年度には新たな体制で資料を公開する予定である。また、現在櫛形生涯学習センターに展示されている重要文化財「鋳物師屋遺跡出土品」についても、平成20年度にふるさと文化伝承館を改修し、こちらに集約移動する予定である。



平成19年度に設置した遺跡説明板



平成 19 年度に発行した主な刊行物

第 3 節 学術調査

1. 後田堰取水口堤防跡調査

徳島堰から六科地区を結ぶ後田堰取水口を守る圭角状の堤防（後田堰取水口堤防跡）の除草作業を行い、堤防の遺構確認調査を実施した。平成 20 年度は同遺跡の測量調査を予定している。



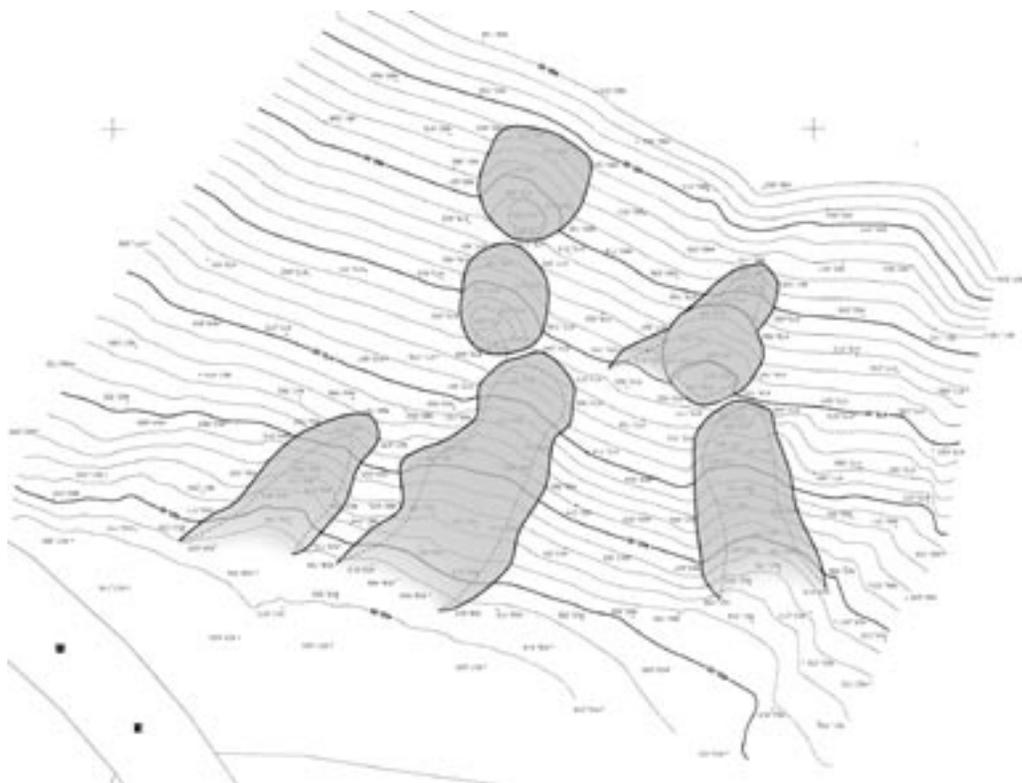
後田堰取水口堤防調査風景

2. ロタコ（御勅使河原飛行場跡）横穴塚群の分布調査及び測量調査

平成 17 年度から継続的に調査を実施している、アジア太平洋戦争時の戦争遺跡ロタコ（御勅使河原飛行場跡）について、今年度は現在はずべて陥没、閉口しているが、文献等によれば終戦当時 55 ケ所あったとされる横穴塚群の分布を把握するとともに、このうちの陥没跡の一部について地形測量調査を実施した。横穴塚の調査については、平成 20 年度も継続し、平成 20 年度中に調査報告書を刊行予定している。



横穴塚跡分布・測量調査状況



横穴塚陥没跡測量図

第4節 その他事業

1. インターンシップ(職場体験)の受入

8月16日～8月22日 山梨県立白根高校2年生 3名

8月20日 山梨大学学生 2名

それぞれ発掘調査や遺物整理作業等を体験した。

2. 出張等

8月18～19日 戦争遺跡保存全国シンポジウムに出席(分科会にてロタコの発掘調査について事例報告)

8月23日 全国史跡整備市町村協議会(東海地区)10周年記念大会に出席(山梨県笛吹市)

10月9日 第53回文化財建造物保存修理関係者等連絡協議会に出席(東京国立博物館)

9月6～8日 文化庁主催埋蔵文化財担当者会議に出席(福島県白河市)

10月17～18日 全国史跡整備市町村協議会第42回大会に出席(福島県南相馬市)

11月28・29日 関東甲信越静地区共埋蔵文化財担当職員共同研修協議会に出席(静岡県磐田市)

第5章 山梨県立保存民家安藤家住宅の管理運営

第1節 施設の概要

安藤家は、甲府盆地の西部、釜無川右岸の水田地帯に位置し、江戸時代中期以降は西南湖村の名主を務めた旧家で主屋は棟札から宝永5年（1708）に建築されたことが知られる。

この住宅は、主屋が大規模できわめて質がよく、建築年代は古く、かつ明確である。改変はあるが、土間回りは比較的残りがよく、整然とした小屋組は見応えがある。また付属屋も残されており、広大な屋敷地も含めて、この地方における古い上層農家の構えを知る上で重要として、主屋、表門、北蔵、南蔵、文庫蔵、茶室、渡廊下、中門、屋根塀を含む敷地全体が、昭和51年に国の重要文化財に指定され、昭和55年3月から山梨県の所有となった。昭和56年度から昭和61年度にかけて保存修復が行われ、昭和63年から山梨県立保存民家安藤家住宅として、所有者である山梨県の委託を受けた甲西町教育委員会（平成15年度以降は南アルプス市教育委員会）の管理運営により一般公開され、活用されている。

平成19年3月16日より、再び修復工事に入り、修復事業は平成20年3月31日完了。平成20年度より安藤家住宅は、山梨県から南アルプス市に移管されることが決定されている。

第2節 管理運営活用事業

1. 安藤家来館者及び各種行事催事等

平成19年度安藤家住宅は、修復工事に伴い閉館し、通常の公開を行わなかったため、各種行事等や入館者の数は少なくなっている。ただしこの間、改修工事自体の公開や、市内小学生等による茅葺屋根の葺き替え体験など、この機会ならではの企画を実施した。

- 6月1日 西南湖小学校6年生による茅葺体験
- 6月15日 安藤家住宅特別公開
- 7月7日 安藤家住宅特別公開
- 8月8日 南アルプス市新赴任教職員視察
- 8月26日 西南湖地区による池換え作業の実施
- 10月5日 国際交流クインビヤン視察
- 11月2日 若草地区老人クラブ視察
- 11月2日 田富北小学校3年生校外学習
- 11月22日 テレビドラマ「監察医篠宮葉月 死体は語る9」撮影
- 11月26日 南アルプスライオンズクラブ見学
- 11月27日 櫛形西小学校4年生校外学習
- 12月4日 芦安地区老人クラブ視察
- 12月18日 あげぼの養護学校校外学習
- 12月20日 南アルプスライオンズクラブ清掃奉仕作業
- 1月14日 西南湖の獅子舞披露
- 1月22日 姉妹都市小笠原村議員視察
- 1月23日 櫛形西小学校3年生校外学習
- 2月21日 芦安小学校3年生校外学習
- 3月7日 甲州市文化財審議委員会視察
- 3月21日 映画「ZEN(仮)」撮影
- ～3月24日



小学生による茅葺屋根の葺き替え体験

2. 管理面について

- 夜間警備（総合警備保障）によるセンサーの定期点検の実施
- 消防設備点検（峡西消防署）と、地元消防団による消防設備定期点検（毎月実施）
- 防火施設、ポンプの点検作業の実施
- 浄化槽の定期点検の実施
- 漏電検査（東京電力）
- 庭園植木の手入れ、除草剤の散布

第3節 保存修復事業の概要

1. 保存修復工事の工期と主な修復箇所

工 期 平成 19 年 1 月 9 日～平成 20 年 3 月 31 日

主な修復箇所

<主屋、長屋門>

昭和 61 年の半解体修理より約 20 年が経過し、平葺茅が消耗して随所に押銚竹が露出していたため、屋根茅葺を全面葺き替えた。また正面式台付き玄関の銅板を葺き替えたほか、不具合の出ている建具の修復、長屋門の土壁に薬剤を吹きつけ含浸（がんしん）処理等を行った。

<蔵>

内側板戸の錠前が錆びて使用できなかったのを交換。漆喰や瓦の一部を修復したほか、文庫蔵に新たに雨樋を設置した。

<渡り廊下>

松（市指定天然記念物）の根が渡り廊下の床下を走り、育成した根により基礎石が持ち上がり一部が変形していたのでこれを修復した。

<中門>

植栽の樹木が基礎部分を持ち上げてしまっていたものを修復。屋根銅板の部分補修及び雨樋、木材の腐食部分を修復。

<排水>

主屋から茶室周辺へ巡らせた U 字側溝にグレーチングを伏せた上に玉砂利を敷設した。

<茶室>

瓦の破損、建具の不具合の修復。

<板塀・屋根塀>

地盤の高さの調整とともに埋没している基礎石の高さを調整し、植生マット、植生土嚢、瓦積み等で地盤に段差をつけ修復した。

2. 山梨県から南アルプス市への移譲について

平成 17 年 11 月 22 日 山梨県より県立保存民家安藤家住宅の南アルプス市への移譲について要望がある。

成 18 年 3 月 10 日 南アルプス市議会の現地見学。



保存修理作業の様子

平成 18 年 8 月 31 日 県から市への安藤家移譲に関する覚書を締結。

平成 19 年 1 月 9 日～平成 20 年 3 月 31 日 保存修復工事

平成 19 年 9 月 10 日 山梨県教育委員会学術文化財課長が市長へ移譲と工事進捗状況について説明。

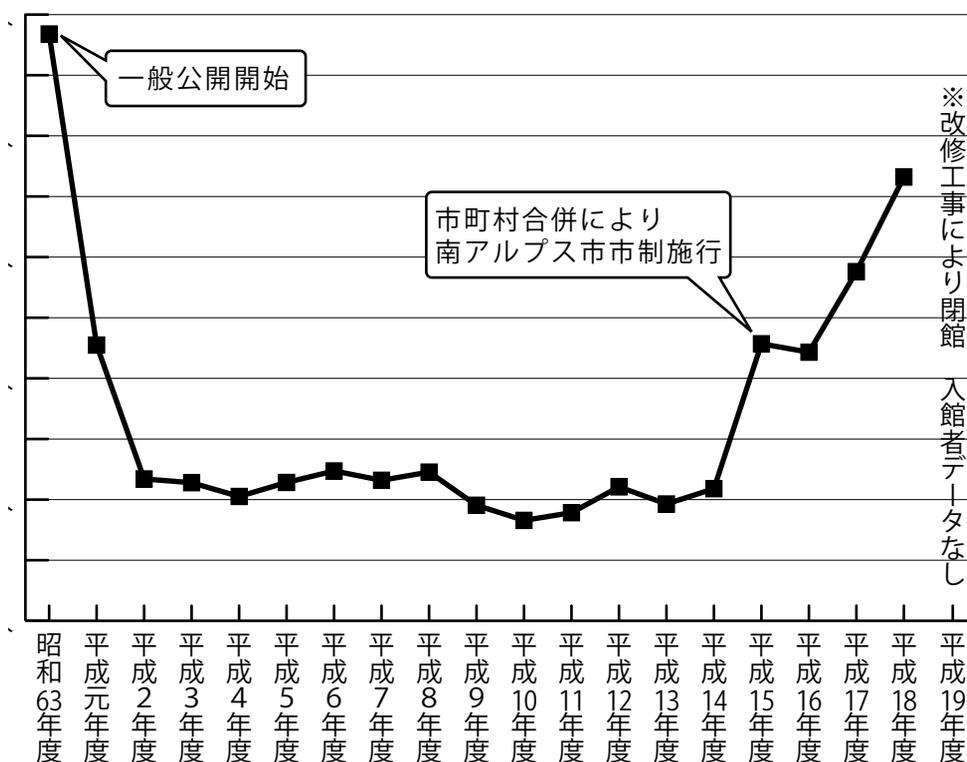
平成 20 年 3 月 17 日 南アルプス市から山梨県へ安藤家住宅の譲与申請を行なう。

平成 20 年 4 月 1 日 移譲についての契約を締結予定。



保存修理工事竣工の様子

第 4 節 入館者数の推移



付編 市文化財関係例規

○南アルプス市文化財保護条例

平成 15 年 4 月 1 日 条例第 114 号

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条第 2 項の規定に基づき、市内に所在する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物で、法及び山梨県文化財保護条例(昭和 31 年山梨県条例第 29 号)の規定により指定を受けたもの以外のものをいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第 3 条 南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第 4 条 教育委員会は、第 2 条に規定する文化財のうち重要なものを南アルプス市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により指定しようとするときは、あらかじめその文化財の所有者及び権原に基づく占有者(所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。)の申請に基づき又はその同意を得て行う。

3 指定文化財のうち無形文化財を指定するに当たっては、指定無形文化財の保持者を認定しなければならない。

(告示及び通知)

第 5 条 前条の規定による指定をしたときは、教育委員会は、その旨を告示し、かつ、所有者又は権原に基づく占有者若しくは保持者として認定しようとする者に通知しなければならない。

(解除)

第 6 条 教育委員会は、指定文化財がその価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により指定を解除したときは、その旨を所有者等に通知しなければならない。

3 指定無形文化財の保持者が死亡したときは、保持者の認定は、解除されたものとする。

4 指定文化財について法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定があったとき又は山梨県文化財保護条例による指定があったときは、市の指定は、解除されたものとする。

(指定書及び認定書)

第 7 条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)を指定したときはその所有者に指定書を、指定無形文化財の保持者を認定したときは認定書を交付しなければならない。

2 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、前条の規定による解除の通知を受けたときは、速やかに指定書を教育委員会に返還しなければならない。

3 指定無形文化財の保持者又は相続人は、前条の規定による解除の通知を受けたときは、速やかに認定書を教育委員会に返還しなければならない。

(管理義務及び責任者)

第 8 条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、これを管理しなければならない。

2 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該指定文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 管理責任者については、第 1 項の規定を準用する。

(所有権の変更による権利義務の承継)

第 9 条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該指定文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(現状変更の承認)

第 10 条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、その現状を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。

(届出)

第 11 条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者、占有者又は管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 所有者又は占有者が変更したとき。

(2) 管理責任者を選任し、変更し、又は解任したとき。

(3) 所有者、占有者又は管理責任者がその氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は所在地)を変更したとき。

(4) 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所在の場所を変更したとき。

(5) 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは亡失し、又は盗難にあったとき。

2 前項第 1 号から第 3 号までの場合にあっては、関係人の連署を必要とする。

- 3 指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、当該保持者又はその相続人は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(環境保全)

第12条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて、一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(標識等の設置)

第13条 教育委員会又は所有者は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の管理に必要な標識又は説明板、境界標その他の施設を設置するものとする。

(調査)

第14条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、指定文化財の現状又は修理の状況について報告を求めることができる。

(出品、公開等)

第15条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者又は管理責任者に対し、公開の用に供するために、その出品を勧告することができる。

2 教育委員会は、指定無形文化財の保持者に対し、その公開を勧告することができる。

3 前2項の規定による出品又は公開のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

(補助金)

第16条 市長は、指定文化財の管理又は復旧のため多額の経費を要し、所有者又は保持者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の指定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として必要な事項につき指示するとともに、必要があると認めるときは、指揮監督することができる。

(補助金の返還)

第17条 前条第1項の規定による補助金の交付を受けた者が補助の条件に違反したときその他特別の理由があると教育委員会が認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(文化財保護審議会の設置)

第18条 教育委員会に、南アルプス市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第19条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の調査研究に当たり、その保存指導及び活用について審議し、かつ、これらに関する専門的又は技術的な事項に関し必要と認める事項を建議する。

2 教育委員会は、次に掲げる事項について審議会に諮問しなければならない。

(1) 文化財の指定及びその解除

(2) 文化財の現状変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(組織)

第20条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第21条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める委員が、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八田村文化財保護条例(昭和48年八田村条例第9号)、白根町文化財保護条例(昭和51年白根町条例第12号)、芦安村文化財保護条例(昭和59年芦安村条例第12号)、若草町文化財保護条例(昭和45年若草町条例第15号)、櫛形町文化財保護条例(昭和47年櫛形町条例第15号)又は甲西町文化財保護条例(昭和41年甲西町条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月29日条例第15号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○南アルプス市文化財保護条例施行規則

平成15年4月1日 教育委員会規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、南アルプス市文化財保護条例(平成15年南アルプス市条例第114号。以下「条例」という。)

第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を

定めるものとする。

(指定の同意手続)

第2条 条例第4条第2項の規定による指定のための同意については、文化財の所有者及び権原に基づく占有者が指定同意書(様式第1号)を南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出して行うものとする。

(指定書及び認定書の交付等)

第3条 教育委員会は、条例第4条第2項の規定により、所有者及び権原に基づく占有者から申請のあった場合は、その内容を審査し、指定及び認定をするものとする。

2 教育委員会は、前項の指定について条例第5条及び第7条の規定により指定書(様式第2号)(認定書を含む。)を同意者に交付するものとする。

3 前項の指定書(認定書を含む。)を紛失し若しくは盗み取られ、又は滅失し若しくは破損した者は、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した指定書を添え、指定書再交付申請書(様式第3号)により再交付を申請することができる。

(所有者又は占有者の変更の届出)

第4条 条例第11条第1項第1号の規定による所有者又は占有者の変更をしたときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を、その変更の生じた日から14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所(名勝の場合は、地番、地目及び地積まで記入を要する。)
- (4) 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 新所有者の氏名又は名称及び住所
- (6) 変更の年月日
- (7) 変更の事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項(管理責任者選任の届出)

第5条 条例第11条第1項第2号の規定による管理責任者を選任したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者の氏名及び住所
- (6) 管理責任者の職業及び年齢
- (7) 選任の年月日
- (8) 選任の理由
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項(管理責任者の変更及び解任の届出)

第6条 条例第11条第1項第2号の規定による管理責任

者を変更し、又は解任したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (4) 管理責任者の氏名及び住所
- (5) 解任又は変更の年月日
- (6) 解任又は変更の事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(所有者、占有者又は管理責任者の氏名又は名称若しくは住所変更の届出)

第7条 条例第11条第1項第3号の規定による所有者、占有者又は管理責任者の氏名又は名称若しくは住所を変更したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 変更前の氏名又は名称及び住所
- (5) 変更後の氏名又は名称及び住所
- (6) 変更の年月日
- (7) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

(所在の場所の変更の届出)

第8条 条例第11条第1項第4号の規定による所在の場所の変更をしようとするときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (4) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (5) 現在の所在の場所
- (6) 変更後の所在の場所
- (7) 変更しようとする年月日
- (8) 変更しようとする事由
- (9) 変更前の所在の場所に復することが明らかな場合は、その時期

(10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項(土地の所在等の異動の届出)

第9条 条例第4条の規定による南アルプス市指定史跡名勝天然記念物の土地の所在等の異動の届出は、次に掲げる事項を記載して異動のあった日から20日以内に行わなければならない。

- (1) 史跡名勝天然記念物の別及び名称
- (2) 指定年月日
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所

- (5) 管理責任者がある場合には、その氏名及び住所
- (6) 異動前の土地の所在、地番、地目又は地積
- (7) 異動後の土地の所在、地番、地目又は地積
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(滅失又はき損等の届出)

第10条 条例第11条第1項第5号の規定による指定文化財の全部又は一部が滅失し若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を当該事項の発生又は発見後直ちに教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場ときには、その氏名及び住所
- (6) 滅失、き損、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時及び場所
- (7) 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- (8) 滅失、き損等の原因及びき損の場合は、その箇所及び程度
- (9) 滅失、き損等の事実を知った日
- (10) 滅失、き損等の事実を知った後に採られた措置その他参考となるべき事項

2 き損の場合にあっては、前項の規定による届出の際、写真、見取図その他き損の状態を示す書類を添えるものとする。

(保持者の氏名変更等による届出)

第11条 条例第11条第3項の規定による保持者が氏名若しくは住所を変更したとき、又は死亡したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を直ちに教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称
- (2) 指定年月日
- (3) 保持者の変更前の氏名、芸名、雅号等及び住所
- (4) 保持者の変更後の氏名、芸名、雅号等及び住所
- (5) 氏名、芸名、雅号等又は住所変更の年月日
- (6) 保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたときは、その容態
- (7) 死亡の場合は、死亡の年月日
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(現状変更)

第12条 条例第10条の規定による指定文化財(指定無形文化財を除く。)の現状変更の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した現状変更承認申請書を教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号

- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (6) 現状変更を必要とする理由
- (7) 現状変更の内容及び実施方法
- (8) 現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- (9) 現状変更の着手及び終了の予定時期
- (10) 現状変更に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (11) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- (1) 現状変更の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (4) 管理責任者がある場合において承認申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承認書
(現状及び修理の状況報告)

第13条 条例第14条の規定により教育委員会が指定文化財の現状及び修理の状況について報告を求めたときは、当該指定文化財の所有者又は管理責任者は、次に掲げる事項を記載した書面を指定期日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (6) 修理を必要とした理由
- (7) 修理の内容及び方法
- (8) 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- (9) 修理の着手及び終了の予定時期
- (10) 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (11) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(現状変更の終了届出)

第14条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の現状変更を条例第10条の規定により承認を得て変更したときは、その終了の日から14日以内に変更後の図面及びその写真を添えて教育委員会に届け出なければならない。

(補助金交付申請の手続)

第15条 条例第16条の規定により指定文化財の管理等に

ついて補助金を受けようとするときは、南アルプス市補助金等交付規則(平成15年南アルプス市規則第43号)の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、別に定める申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して行わなければならない。
 - (1) 名称及び員数
 - (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
 - (3) 所在の場所
 - (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
 - (5) 管理責任者の氏名及び住所
 - (6) 管理又は修理に補助金を必要とする理由
 - (7) 管理又は修理の内容及び方法
 - (8) 修理の場合は、着手及び終了の予定時期
 - (9) 修理の場合は、その施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八田村文化財保護条例施行規則(昭和50年八田村教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

指定同意書【省略】

様式第2号(第3条関係)

指定書【省略】

指定書様式第3号(第3条関係)

指定書再交付申請書【省略】

○重要文化財安藤家住宅運営委員会規則

平成15年4月1日 教育委員会規則第33号

(設置)

第1条 重要文化財安藤家住宅(以下「安藤家住宅」という。)の円滑な運営を図るため、重要文化財安藤家住宅運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、安藤家住宅の運営に関し、南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、及び重要な事項について審議し、進言する。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、教育委員会がこれを委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

○山梨県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う場合の許可等の事務処理要綱

平成17年3月25日 教育委員会告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、山梨県文化財保護条例(昭和31年山梨県条例第29号。以下「県条例」という。)及び山梨県文化財保護条例施行規則(昭和51年山梨県教育委員会規則第8号)に基づく事務のうち、山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成11年山梨県条例第49号)により、南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が処理することとされた事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(県指定有形文化財の現状変更許可)

第2条 県条例第14条第1項の定めによる許可を与える場合において、有形文化財にき損のおそれがある場合はこれを許可をすることができない。

(県指定有形文化財の現状変更等の指示等)

第3条 県条例第14条第3項の規定による同条第1項の定めにより許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する必要な指示(金属、石又は土で作られた県指定有形文化財の型取りに係るものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 型取りの前に有形文化財の所有者に対して複製品の製作の趣旨、型取りの方法及び使用後の処理について説明し、承諾を得ること。

(2) 型取りに際し、技師、学芸員等の専門家の立合いを求めること。

(3) 型取りの実施は、有形文化財が保管されている場所

で行うこと。

- (4) 同一の有形文化財について、複数の複製品を必要とする場合は、同一の型より製作すること。
- (5) 次に掲げる有形文化財については、型取りの前に修理ないし強化修理等を行うこと。
 - ア 金属製品である有形文化財であって、次に掲げるもの
 - (ア) 表面仕上げや錆等に剥離が認められるもの
 - (イ) 考古資料のうち錆の進行が著しく、脆弱になったもの
 - イ 石製品及び土製品(陶磁器を含む。)である有形文化財であって、次に掲げるもの
 - (ア) 形状が複雑なもの
 - (イ) 本体部に劣化が認められるもの
 - (ウ) 本体部の表面に剥離が認められるもの
 - (エ) 表面仕上げ(顔料・釉薬等)に剥離が認められるもの
 - (オ) 接合部の劣化が認められるもの
 - (カ) 彫刻のうち塑像
 - (キ) 陶磁器のうち修理歴があるもの(県指定史跡名勝天然記念物の現状変更許可)

第4条 県条例第34条第1項の定めによる許可を与える場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をすることができない。

- (1) 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合。
- (2) 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合。
- (3) 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に著しい影響を与えるおそれがある場合。

第5条 第2条及び前条の規定による文化財の現状変更の許可を受けようとする者は、文化財現状変更許可申請書(別紙)を現状変更をしようとする20日前までに教育委員会に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

別紙

文化財現状変更申請書【省略】

○南アルプス市文化財保存事業補助金交付要綱

平成17年1月10日 教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に所在する文化財の管理又は復旧(以下「保存」という。)に資すると認められた事業又は事業(以下「補助事業」という。)に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して

は、南アルプス市文化財保護条例(平成17年南アルプス市条例第114号。以下「条例」という。)、南アルプス市文化財保護条例施行規則(平成17年南アルプス市教育委員会規則第32号。以下「条例施行規則」という。)及び南アルプス市補助金等交付規則(平成15年南アルプス市規則第43号。以下「交付規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により指定又は登録を受けたもの
- (2) 山梨県文化財保護条例(昭和31年山梨県条例第29号)の規定により指定を受けたもの
- (3) 条例第4条第1項の規定により南アルプス市指定文化財(以下「指定文化財」という。)の指定を受けたもの

(交付の対象)

第3条 補助金は、文化財の所有者、保持者又は管理者が、文化財の保存のため実施する事業に要する経費に対して交付するものとし、その事業は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国から文化財の保存のため国庫補助金を交付された事業
- (2) 山梨県から文化財の保存のため県費補助金を交付された事業
- (3) 指定文化財の保存のため条例第16条第1項に定める事情があると認められる事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化財の保護のため市長が特に必要と認める事業

(補助対象経費及び交付基準)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化財の保存、修理又は復旧に要する経費
- (2) 文化財の防災施設設備の設置又は保守点検に要する経費
- (3) 文化財の公開又は管理に要する経費
- (4) 文化財の保護のため市長が必要と認める経費

2 補助金の交付の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、この額に1,000円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に該当する事業にあつては、国庫補助又は県費補助の算定基礎となった経費から国庫補助金又は県費補助金を差し引いた額の2分の1以内の額
- (2) 前条第3号及び第4号の事業に該当する事業にあつては、補助対象経費の2分の1以内の額

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付規則第3条に規定する申請書に条例施行規則第15条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の確定）

第6条 市長は、交付規則第8条に規定する実績報告の審査等により補助金の交付の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、文化財保存事業費補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

○南アルプス市指定文化財管理報償金交付規程

平成17年1月13日教育委員会訓令第1号

（趣旨）

第1条 この訓令は、市内に所在する指定文化財の維持管理及び活用の向上等に要する経費に対し交付する管理報償金に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「指定文化財」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）又は南アルプス市文化財保護条例（平成15年南アルプス市条例第114号）の規定により指定を受けたものをいう。

（交付対象者の義務）

第3条 管理報償金交付の対象となる者は、この訓令に従うとともに、文化財に関する法令、条例及び規則の定めるところに従い適正な指定文化財の保護に努めなければならない。

（交付対象）

第4条 管理報償金交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

種別	対象経費
有形文化財	看守、清掃、案内及び軽微な保全並びに補修に必要な経費
無形文化財	行事費その他団体の活動に必要な経費
民俗文化財	看守、清掃、案内及び軽微な保全並びに補修に必要な経費 行事費その他団体の活動に必要な経費
史跡名勝天然記念物	看守、清掃、案内及び軽微な保全並びに補修に必要な経費

2 新たに指定された指定文化財については、その指定日の翌年度から交付の対象とする。

（交付対象者）

第5条 管理報償金交付の対象となる者は、指定文化財の所有者、保持者若しくは指定文化財を日常的に管理している個人又は団体（以下「管理者」という。）とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 国又は地方公共団体が管理者であるとき。
- (2) 管理者が入場料等を徴収しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。

（報償金額）

第6条 管理報償金は、年度ごとに交付するものとし、その額は、次のとおりとする。

種別	国指定	県・市指定
有形文化財 建造物・木造物	20,000円	10,000円
石造物	10,000円	5,000円
美術工芸品	8,000円	4,000円
無形文化財	8,000円	4,000円
民俗文化財	30,000円	15,000円
史跡名勝記念物	20,000円	10,000円

（交付の通知）

第7条 教育委員会は、管理報償金の交付決定をしたときは、指定文化財管理報償金交付決定通知書（様式第1号）により、速やかに交付金額及び交付条件を管理者に通知するものとする。

（管理報償金の請求）

第8条 管理者は、前条の通知内容に異議のないときは、指定文化財管理報償金請求書（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。

（報償金の返還）

第9条 教育委員会は、管理報償金の交付を受けた管理者が第3条の規定に違反したとき、その他特別の理由があると認めるときは、当該管理報償金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

指定文化財管理報償金交付決定通知書【省略】

様式第2号（第8条関係）

指定文化財管理報償金請求書【省略】

山梨県南アルプス市
文化財年報 —平成19年度—

発行日 2008年3月31日
編集 南アルプス市教育委員会 文化財課
〒400-0492 南アルプス市鮎沢1212
電話番号055-282-7269
発行 南アルプス市教育委員会
印刷 (株) サンニチ印刷

表紙・裏表紙のデザインは、鋳物師屋遺跡出土の有孔鏝付土器の展開写真(小川忠博氏撮影)を元に作成